

琴浦町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

琴 浦 町

令和8年 3月25日 策定
令和8年 7月 8日 第1回変更

【目次】

1 基本的な事項

(1) 琴浦町の概況	・・・ 1
(2) 人口及び産業の推移と動向	・・・ 3
(3) 行財政の状況	・・・ 5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	・・・ 7
(5) 地域の持続的発展の基本目標	・・・ 8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	・・・ 8
(7) 計画期間	・・・ 8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 8

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点	・・・ 9
(2) その対策	・・・ 10
(3) 計画	・・・ 11
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 11

3 産業の振興

(1) 現状と問題点	・・・ 12
(2) その対策	・・・ 14
(3) 計画	・・・ 15
(4) 産業振興促進事項	・・・ 17
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 17

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点	・・・ 18
(2) その対策	・・・ 18
(3) 計画	・・・ 19
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 19

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点	・・・ 20
(2) その対策	・・・ 21
(3) 計画	・・・ 22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 23

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点	・・・ 24
(2) その対策	・・・ 26
(3) 計画	・・・ 28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 30

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 3 1 |
| (2) その対策 | ・・・ 3 1 |
| (3) 計画 | ・・・ 3 2 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 3 3 |

8 医療の確保

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 3 4 |
| (2) その対策 | ・・・ 3 4 |
| (3) 計画 | ・・・ 3 4 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 3 5 |

9 教育の振興

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 3 6 |
| (2) その対策 | ・・・ 3 7 |
| (3) 計画 | ・・・ 3 9 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 4 0 |

10 集落の整備

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 4 1 |
| (2) その対策 | ・・・ 4 1 |
| (3) 計画 | ・・・ 4 2 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 4 2 |

11 地域文化の振興等

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 4 3 |
| (2) その対策 | ・・・ 4 3 |
| (3) 計画 | ・・・ 4 4 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 4 4 |

12 再生可能エネルギーの利用の促進

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 4 5 |
| (2) その対策 | ・・・ 4 5 |
| (3) 計画 | ・・・ 4 5 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 4 6 |

1 基本的な事項

(1) 琴浦町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、2004 年（平成 16 年）9 月 1 日に旧東伯町と旧赤碕町が合併してできた町で、鳥取県のほぼ中央に位置し、東西 15.2km、南北 18.5km、総面積は 139.97 km²である。南は大山山麓台地と急峻な山地、北に向かうにしたがって緩やかになり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が広がっている。

日本海側は、商工業、中部は県下有数の生産・販売数を誇る農業地帯が広がり、南側は大山滝、船上山などで知られる風光明媚な中山間地となっている。丘陵地帯は、普通畑や樹園地として耕作されているほか、山林資源も豊富。東西に延びる海岸線は、単調ながらも遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海藻の繁茂に適しており、沿岸漁場となっている。

白鳳時代創建の山陰を代表する法隆寺式伽藍配置の寺院跡である「斎尾廃寺跡」は、遺構の残存状況が良好であることなどから山陰地方で唯一の国指定特別史跡に指定されている。

船上山では平安初期頃から山岳仏教が栄え、大山、三徳山とともに伯耆三嶺と呼ばれる修験道の霊場であった。1333 年、元弘の乱により流罪とされていた後醍醐天皇は隠岐の島を脱出して船上山にて挙兵。船上山の戦いで幕府方の軍勢を退け「建武の新政」の礎となった。

本町の社会的条件として、JR 山陰本線の浦安、八橋、赤碕の 3 駅を中心とした市街地が広がっており、海側の旧道沿いには古くからの街並みを残す。国道 9 号、山陰道が通っており、同じ鳥取県中部地区の倉吉市はもちろん、西部地区の米子市とも生活上の関わりが深い。

主な公共施設として高等特別支援学校 1 校、中学校 2 校、小学校 5 校、こども園・保育園が 7 園存在する。社会教育施設として地区公民館を 9 館設置しているほか、文化センター 2 館も設置している。ホールや図書館、会議室を有するまなびタウンとうはく、赤碕地域コミュニティーセンターも地域の交流施設として機能している。

イ 過疎の状況

本町の人口は、1985 年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いている。なお、世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると核家族化、単身化が進行しているといえる。

2025 年時点の住民基本台帳における人口は 15,784 人、高齢化率は 38.5%だが、10 年後の 2035 年には 13,502 人に、高齢化率では 40.3%になる推計となっている。

少子化も進んでおり、町内に 8 校の小学校が存在していたが、2014 年に 5 校となった。また、11 園存在していたこども園・保育園も、7 園となっている。児童・生徒の減少によ

り、老朽化した施設の改修や使用していない施設の活用が課題となっている。

施設面でも、まなびタウンとうはく、赤碕地域コミュニティーセンターが地域活動の拠点として機能してきたが、施設の老朽化が進んでおり設備等の更新が必要となっている。

本町の分譲住宅地として、槻下住宅団地（91戸）、きらりタウン赤碕（174戸）を整備し、定期借地権の設定、定住奨励金の支給や町営墓地の無償貸与等の取り組みを行ってきた。山陰道のインターチェンジからも近い立地を活かし、町内外からの新築家屋建設が進んでいる。一方で、近年は空き家の問題が深刻になっている。中山間地域だけでなく、特に海に面した旧道沿いの地域には家屋が密集しており、今後空き家の増加が予想される。

2019年（令和元年）には、地域住民や事業者の利便性向上及び利用者のニーズに対応できるよう「しごとプラザ琴浦」を開所し、各種相談・職業紹介及び事業所支援を行い、雇用拡大につなげてきた。

過疎地域のコミュニティ存続も課題となっており、集落支援員を配置し活動するとともに、地域振興協議会の立ち上げによる地域活動の振興にも取り組んできた。しかし、地区により状況が違ふことから、各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、各地区公民館を基軸として住民主体の地域づくりを進めている。

地域交通の現状も厳しいものとなっている。運転手の不足、利用者の減少と経費の増加、高齢者の移動ニーズの変化により、特に中山間地域を中心とした公共交通の維持が困難となっている。スクールバスへの一般客の混乗や便数・ルートの見直しによるバスの効率的な運行、共助交通の推進に取り組んでいるが、さらに地域交通のあり方を検討していく必要がある。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

本町の農業産出額は、長らく鳥取市、大山町に次ぐ県内第3位で2014年（平成26年）は86億3千万円であったが、2019年（令和元年）は120億円（2019年生産農業所得統計）で、県内第2位となった（直近の2023年（令和5年）は136.7億円（2023年生産農業所得統計））。本町の農業産出額の約7割を畜産部門が占め増加傾向にある一方で、耕種部門は逆に減少傾向となっている。

平野部では広大な水田が広がり水稻耕作が中心となっている。丘陵地帯では以前から梨を中心とした果樹生産が盛んに行われてきたほか、畑地帯では、芝生、牧草、施設園芸などの生産が行われている。野菜では、特にミニトマトやブロッコリー等の生産が多く、また、畜産も盛んに行われている。

漁業では県中部地域最大の港湾である赤碕港等の港湾があり、県内屈指の好漁場となっている。沿岸漁業のみで構成されており、刺網漁業、釣り漁業、採貝・採藻漁業の水揚げが主体となっている。また、トラウトサーモンの陸上養殖が開始されるなど、新しい水産業の動きもみられる。

商工業については、県内町村ではトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇っており、製造業と建設業が町の経済・雇用を支えている。中でも生産高が多い産業は食料加工品で、全国平均より高く、強みのある分野となっている。

観光において、近年、神崎神社、鳴り石の浜、一向平キャンプ場、光の鰻絵、塩谷定好写真記念館などの観光地が盛り上がりを見せた。

しかし、道の駅のみを利用する通過型観光が主流であり、滞在時間が短く町内での消費が限定的なため、地域全体の経済効果が低いことが課題である。

今後は、道の駅を拠点として、豊富な農畜水産物や自然・歴史といった地域資源を活用し、着地型観光やアウトドアによる町内周遊と滞在時間の延長を図っていく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

前述の通り、本町の人口は、1985年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いている。なお、世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると核家族化、単身化が進行しているといえる。

2025年時点の住民基本台帳における人口は15,784人、高齢化率は38.5%だが、10年後の2035年には13,502人に、高齢化率では40.3%になる推計となっている。

年齢別に見ると、これまで増加傾向にあった65歳以上の高齢人口についても、団塊の世代が70歳台に突入した2021年（令和3年）から減少に転じている。また、15歳から64歳までの生産年齢人口についても減少する傾向が継続する。

また、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、2015年（平成27年）は1.66人、2023年（令和5年）には1.36人となり年少人口も年々減少している。

本町の大きな課題として、20代・30代における流出超過がある。流出は高校卒業後世代を中心に始まっており、その後も50代前半まで流出傾向が続いている。特に若者の流出超過は、少子化を呼ぶといった悪循環が生じている。「結婚・出産・子育て」の各段階に応じた切れ目のない支援体制の充実を図り、また現状の子育て世帯の流入傾向を維持しつつ、20代・30代を中心とした若年層の転出抑制と、UJIターン者の増加を同時に進める必要がある。

人口動態の見通しとしては、今後若年層を中心に人口流出が続くため、高齢化率は上昇傾向となる。人口総数は右肩下がりとなり、下げ止まりが見えない状態となる。2050年（令和32年）には現在の人口から約33%減の約10,500人まで減少する予測となっている。

本町における就業者数は、人口の減少に伴って減少傾向にある。特に第1次産業に関しても、就業者数が2005年（平成17年）の2,455人から15年後の2020年（令和2年）には1,667人に減少している。また、就業者全体に占める第1次産業の割合は、2005年（平成17年）の23.8%から2020年（令和2年）の19.1%へ低下している。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	1975 年 (昭和 50 年)	1990 年 (平成 2 年)		2005 年 (平成 17 年)		2015 年 (平成 27 年)		2020 年 (令和 2 年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,030	人 21,736	% △1.3	人 19,499	% △10.3	人 17,416	% △10.7	人 16,363	% △6.0
0 歳～14 歳	4,755	4,044	△15.0	2,656	△34.3	2,160	△18.7	1,979	△8.4
15 歳～64 歳	14,527	13,599	△6.4	11,203	△17.6	9,159	△17.9	8,356	△9.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	4,281	3,267	△23.7	2,580	△21.0	1,916	△15.7	1,737	△9.3
65 歳以上 (b)	2,748	4,093	48.9	5,638	37.7	5,987	6.2	6,028	0.7
(a)/総数 若年者比率	19.4%	15.0%	—	13.2%	—	11.0%	—	11.0%	—
(b)/総数 高齢者比率 (2021 年)	12.5%	18.8%	—	28.9%	—	34.4%	—	34.4%	—

表 1-1(2) 人口の見通し(1)

(人)

区分	2020 年 (令和 2 年)	2025 年 (令和 7 年)	2030 年 (令和 12 年)	2035 年 (令和 17 年)	2040 年 (令和 22 年)	2045 年 (令和 27 年)	2050 年 (令和 32 年)
総数	16,365	15,458	14,501	13,502	12,473	11,475	10,532
0 歳～14 歳	1,979	1,816	1,671	1,601	1,526	1,423	1,299
15 歳～64 歳	8,364	7,582	7,015	6,460	5,833	5,347	4,852
65 歳以上	6,022	6,060	5,815	5,441	5,114	4,705	4,381

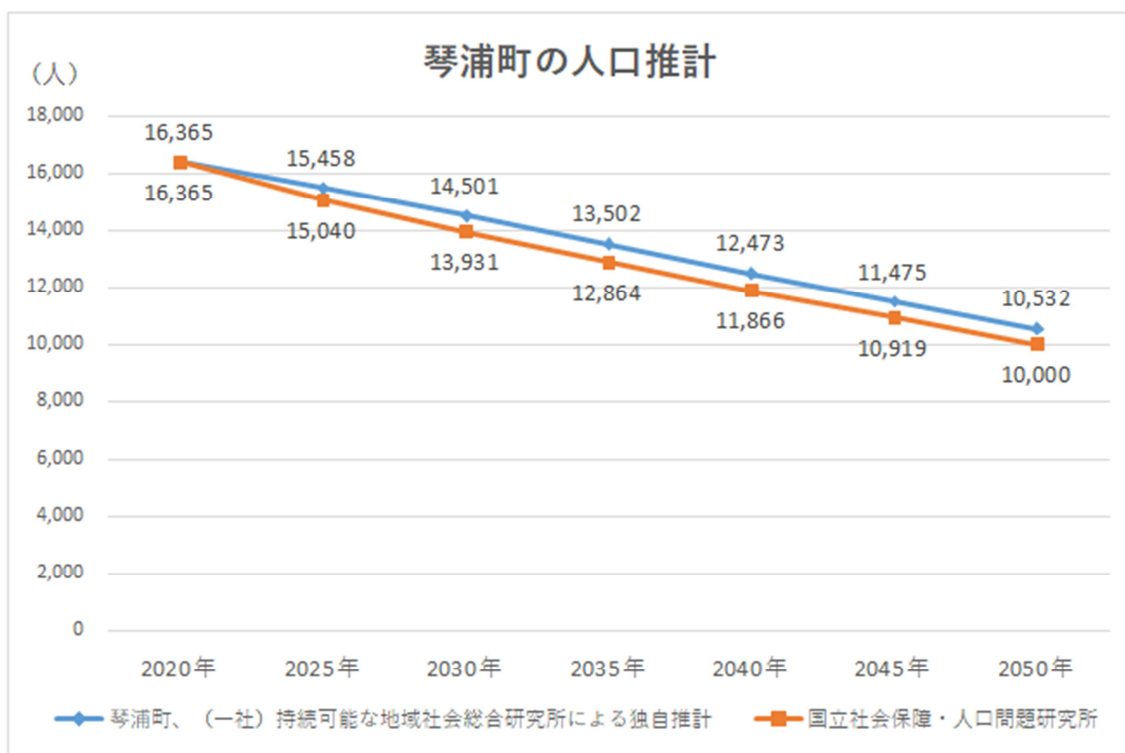
(出典) 琴浦町、(一社) 持続可能な地域社会総合研究所による独自推計

表 1-1(3) 人口の見通し(2)

(人)

区分	2020 年 (令和 2 年)	2025 年 (令和 7 年)	2030 年 (令和 12 年)	2035 年 (令和 17 年)	2040 年 (令和 22 年)	2045 年 (令和 27 年)	2050 年 (令和 32 年)
総数	16,365	15,040	13,931	12,864	11,866	10,919	10,000
0 歳～14 歳	1,979	1,672	1,400	1,259	1,183	1,113	1,027
15 歳～64 歳	8,358	7,344	6,787	6,204	5,498	4,924	4,363
65 歳以上	6,028	6,024	5,744	5,401	5,185	4,882	4,610

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部本部作成を加工



(3) 行財政の状況

本町は、2004年（平成16年）の合併以降、新町まちづくり計画、総合計画に基づき主要な道路整備や山陰道の開通に合わせた道の駅の建設などに積極的に取り組んできた。これらのインフラ等の整備のため地方債の発行を重ねたことで普通会計の地方債残高は、平成25年度末で合併以降30.7億円増加し160.6億円にまで達した。一方、合併による職員数の見直しにより約6億円の人件費の抑制を図るとともに、地方債の繰上償還による将来負担の削減への取組を行ってきた。

人口減少対策として地方創生総合戦略をはじめとする定住施策などに取り組むものの依然として総人口は減少傾向にある。人口減少による影響は、町の歳入面にも影響を与え、地方税では、三位一体改革に基づく税制改正により平成20年度に19億円であったものが、人口減少などの影響を受け、令和6年度決算において、17億円にまで減少した。そのため、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、平成20年度の0.38より0.08ポイント低下し、令和6年度は0.30となった。

確実に日本全体の人口減少は進むことから、本町の人口減少も進むことが予測され、歳入面においては、今後も地方税、地方譲与税、普通交付税などの主要な歳入は減少することが見込まれる。

また、歳出面においては、人口減少に合わせて高齢化が進むことが見込まれており、今後の社会保障費の予算に占める割合は大きくなる見込みである。また、公共施設の老朽化は、喫緊の課題となっており、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な延床面積の削減と施設の更新を行う必要がある。

表 1-2(1) 町の財政状況

(千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	10,496,924	11,085,770	13,430,480
一 般 財 源	6,257,147	6,589,874	6,597,457
国 庫 支 出 金	1,075,063	1,044,014	3,326,208
都道府県支出金	792,096	926,599	975,402
地 方 債	1,592,624	935,410	491,022
うち過疎対策事業債	—	—	—
そ の 他	779,994	1,589,873	2,040,391
歳 出 総 額 B	10,252,407	10,841,713	12,980,644
義 務 的 経 費	4,063,641	4,469,895	5,328,769
投 資 的 経 費	1,755,241	1,341,038	709,031
うち普通建設事業	1,746,075	1,339,676	537,323
そ の 他	4,433,525	5,030,780	6,942,844
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A - B)	244,517	244,057	449,836
翌年度へ繰越すべき財源 D	112,924	34,202	48,321
実質収支 C - D	131,593	209,855	401,516
財政力指数	0.36	0.33	0.31
公債費負担比率	16.4	17.8	21.5
実質公債費比率	16.4	12.0	14.3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	87.3	88.4	91.6
将来負担比率	160.5	122.3	95.1
地方債現在高	14,570,725	15,271,198	11,494,723

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	—	—	—	62.8	65.68
舗 装 率 (%)	—	—	—	88.8	89.569
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	105,613	83,848

耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	32.4	32.8
林道延長 (m)	33,492	44,008	44,428	44,572	45,177
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	339.62	425.93	428.25	414.80	420.44
水道普及率 (%)	—	—	—	98.7	99.6
水洗化率 (%)	—	—	—	66.6	81.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	181	90

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町の持続的発展の基本方針として、「琴浦まちづくりビジョン（第3次琴浦町総合計画）」の将来像「ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦」を目指し以下の6つの政策に取り組む。

- 新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり
 - ・地域課題を自らの力で解決する地域共生社会の形成
 - ・少子高齢化対策として子育て支援、移住定住策、関係人口、住宅政策の推進
- 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり
 - ・ふるさとへの愛着を深めるため、子どもと大人への地域に根付いた学びと体験の推進
 - ・ICTを活用した個別最適な指導により誰ひとり取り残されない教育の実践
- 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり
 - ・町民一人ひとりが生きがいをもって社会と関わり心身ともに充実する生活環境づくり
 - ・若年層からの健康づくりによる疾病・介護予防と健康寿命の底上げ
- 魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり
 - ・自然と食を活かした一次産業を基盤とした産業振興
 - ・事業承継、起業・創業の推進による町内商工業者の安定経営と持続的発展
 - ・自然と食と観光を掛け合わせによる交流人口の増加と地域経済好循環の実現
- 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり
 - ・再生可能エネルギーの活用やごみ減量化・リサイクル推進による脱炭素社会の実現
 - ・公共インフラ整備と地域防災体制の確立による災害に強いまちづくり
 - ・公共施設の集約・複合化による機能向上と長寿命化
- 町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり
 - ・まちづくりに関わる町民、企業などとの双方向の情報共有
 - ・すべての人がともに考え、ともに動くことができる協働の未来の実現

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

指標	目標値	基準値
人口の社会減	△400 人以下 5 年（R7～R11 年末） 累計	△410 人 5 年（R1～R5 年末） 累計
公民館と地域で協働して活動を行った地区数	7 地区（R11 年度末）	5 地区（R6 年度末）
年間観光入込客数	93 万人（R11 年末）	83 万人（R5 年末）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

琴浦町役場関係部署の自己評価による本計画の基本目標達成状況の評価を毎年度行い、町議会への報告を行うものとする。

(7) 計画期間

計画期間は、2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から 2031 年（令和 13 年）3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画（2016 年（平成 28 年）3 月策定。以下、「総合管理計画」という。）の計画期間である 20 年間において、全体延床面積の 15%（2.2 万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎地域持続的発展計画（以下、「過疎計画」という。）では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア 移住・定住

近年、働き方の多様化や価値観の変化により、自然環境や生活の質を重視した地方移住への関心が引き続き高まっている。本町でも、移住促進施策や情報発信の取組により、移住者数は近年増加傾向にある。子育て環境や豊かな自然等を理由としたUターン・Iターン者の移住が見られるものの、少子化や交通利便性の課題は依然として残っている。

一方で、10代後半から20代の若年層を中心に、進学や就職を機に町外へ転出する傾向は続いており、若年層の町外流出が人口減少の要因となっている。20代、30代の若者・子育て世代に対する移住支援が今後の移住施策で重要となる。

これまで本町では、地区別人口ビジョンや地区公民館を基軸とした地域づくりなど、地域住民が主体となって人口減少に向き合う取組を進めてきた。こうした地域単位の小さな実践を積み重ねることで、移住者と地域住民とのつながりや相互理解が深まりつつある。

今後は、移住希望者の多様なニーズに応える受け皿づくりを進めるとともに、地域との関わりを段階的に深める「関係人口」の育成や、二地域居住など新たな地域との関わり方を推進することが求められる。町内外の人材が交流・協働できる環境づくりを一層強化していく必要がある。

イ 地域間交流

移住・定住には至らないものの、地域行事や体験プログラム、企業との連携などを通じて町に関わる「関係人口」への注目が高まっている。関係人口による地域活動や、ゲストハウスなどの拠点を活用した新たな交流も見られ、地域の担い手不足解消や将来的な移住につながる動きが生まれつつある。

一方で、関係人口との関係を継続的な協働へと発展させる仕組みが十分に整っておらず、交流の成果が地域活性化に十分結びついていない。

今後は、町民主体の交流促進と都市部人材との協働を進め、関係人口との共創を地域力の向上につなげていくことが求められる。

ウ 人材育成

地域の持続的発展に向けて、地域活動を支える体制づくりのために人材育成、確保が課題となっている。各集落や、集落を超えた広域での地域において、区長や部落役員のなり手がいない、子ども会活動が成り立たない、自主防災組織や総事の参加者不足、祭り等の地域行事の運営が困難といった問題に直面している。

(2) その対策

ア 移住・定住

今後の移住・定住施策を効果的に推進するため、地域の実情に応じた課題と可能性を可視化し、住民主体で人口減少に対応する体制を継続して整備する。

また、進学や就職を機に町外へ転出した若者が、結婚・出産・子育てといったライフステージに応じてUターン・Iターンしやすい環境を整える。住宅支援や就業機会の確保、子育て支援策を一体的に展開し、若年層の定住促進を図る。

空き家ナビについては、民間事業者との連携を強化し、空き家の登録・成約件数の拡大を目指すとともに、改修支援や利活用モデルのPRにより、安心して住まいを確保できる仕組みを充実させる。町の新たなプロモーションの取組、移住体験ツアーなど、遠隔地からでも町の魅力を実感できる情報発信体制を強化する。

さらに、二地域居住や関係人口との連携を通じて、町内外の人材が地域活動や仕事づくりに関わる仕組みを構築し、移住・定住を町全体の活力向上につなげていく。

イ 地域間交流

地域や住民と多様に関わる「関係人口」を創出・拡大することで、地域活性化を図るとともに、将来的な移住者のすそ野を拡大する。町内企業や地域団体と都市部副業人材のマッチングを推進し、リモートワークやワーケーションを通じた地域課題解決のモデルを構築する。

また、コトウラファンサポーター制度を継続し、町にゆかりのある人々が気軽に地域活動や情報発信に関わる環境を整える。関係人口から寄せられる意見や提案を地域づくりに反映し、町民と関係人口が協働して地域の魅力を高める体制をつくる。

さらに、交流拠点施設やコワーキングスペースを活用した都市部との交流イベント、オンライン座談会、地域体験プログラムを継続的に実施し、本町のファンやリピーターを増やす取組を進める。関係人口からUターン・Iターンにつなげることで、地域間交流を将来的には移住や、地域担い手づくりへと発展させていく。

ウ 人材育成

地域資源や地域の人材を生かした新たな学びや交流の機会を創出し、ふるさとを支え、地域を引っ張るリーダーを育成する。

地域おこし協力隊の活動支援や任期終了後の定着を支援し、また集落支援員の配置による地域づくりの担い手や推進役、又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図り、外部人材やUJIターン者、高校生など若者も含む多様な主体の地域づくりへの参加及び協力を促進する。

地域で学ぶ琴浦こども塾や学校教育でのふるさと学習を取り入れることにより、子どもたちが故郷を愛し地域を誇りに思う教育を推進する。

また、男女共同参画、人権・同和教育等の分野でも住民に向けた研修会を行い、地域の人材育成を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・移住・定住	・空き家対策事業 ・空き家家財撤去支援事業補助金 ・賃貸物件リフォーム事業補助金 ・空き家購入補助金	町	
		・移住・定住支援事業 ・移住者への相談対応 ・移住就職等支援金	町	
		・きらりタウン定住促進事業 ・定期借地権設定事業 ・若者・子育て世帯住宅支援事業	町	
	・地域間交流	・関係人口創出事業	町	
		・地域おこし協力隊活動事業	町	
	・人材育成	・琴浦こども塾運営委託事業 ・国際交流事業 ・中学生派遣事業 ・国際交流協会	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ機能の複合化などを行いながら、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア 農業

本町の農業は、大山山麓の裾野に広がる肥沃な水田や畑地を利用して、水稻・果樹・野菜・畜産等多様な農産物の生産振興に努めてきた。生産体制の強化・機械の大型化・圃場整備等を行い、積極的に生産基盤の整備に取り組んできたことから、県内屈指の農業どころとなっている。農業産出額は、2019 年（令和元年）は 120 億円であったが、年々増加し 2023 年（令和 5 年）は 137 億円となり、県内第 2 位となる。特にブロッコリーは作付面積、販売額が増加を続け、遊休農地の有効活用など生産規模拡大で儲かる農業に取り組んでいる。

畜産業では、乳用牛の飼育戸数は減少しているものの、畜産クラスター事業等を活用して規模拡大に取り組む酪農家が増えたことから、経産牛飼養頭数及び乳量は増加している。肉用牛については、飼養者の高齢化などにより、戸数、頭数とも減少しているが、「白鵬 85 の 3」や「百合白清 2」といった高能力牛の血統を積極的に導入・保留することで、高単価での販売へとつながっている。

しかし、農業従事者の高齢化と後継者不足による農業従事者の減少、それに伴う耕作放棄地の拡大など、農業をとりまく環境は依然として厳しい状況にある。人・農地チーム会議等により関係機関が緊密に連携し、次代を担う担い手の確保と農地の集積、農作業の効率化・省力化、耕作放棄地の解消・拡大防止を図り、持続可能な農業を目指す必要がある。

イ 林業

本町の面積は 13,997ha であり、そのうち森林面積は 8,401ha と総面積の約 60%を占めている。森林面積のうち民有林面積は 6,560ha で、人工林の面積は 4,063ha で約 62%と半数以上を占めている。森林資源の保全のため、これらの森林の適正な施業を推進していくことが課題となっている。しかし、最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、林業従事者の減少、林業経営コストの上昇等に起因し、間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加している。

また、森林施業の集約化が進まず、間伐等の森林施業が効率的に行われていない状況にある。

ウ 水産業

本町の漁業は、県下でも有数の漁獲量・漁獲高を誇る沿岸漁業の主力基地を有しており、特に赤碕港は、県中部地域最大の港湾で、ミネラル豊富な水質にエサにも恵まれた県内屈指の好漁場となっている。

しかし、沿岸漁業を取り巻く状況は、水産資源の減少、漁場環境・磯場環境の悪化、漁

業経費の高騰、そして、漁業就業者の減少と高齢化等、漁業経営環境は厳しい状況が続いている。

エ 商工業

商工業では県内町村でトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇っており、製造業と建設業が町の経済・雇用を支えている。中でも生産高が高い産業は食料加工品で、強みのある分野といえる。

近年は生産年齢人口の減少等により、働き手が不足している。特に専門的・技術的職業、サービス業、介護、建設分野等において人手不足が深刻化している状況である。

また、令和3年度の調査によると琴浦町内事業所の経営者の平均年齢は62.2歳で、後継者が決まっていない事業所が約6割という現状があり、現在は更に深刻化していることが推察される。経営者の高齢化と後継者不足による事業継続が課題となっている。

さらに、若い世代の県外流出、県外就職が多い中、UJI ターン者の起業及び町内在住者を対象とした起業・創業を支援し、時代のニーズに合った新たな事業分野の展開が必要である。

令和2年度琴浦町地域経済循環分析調査によると、食料品を中心とした家計調査では、世帯の食費の消費総額が約42.3億円、域内購入率は72.8%であり、11億円以上の食費が域外へと流出していると推定される。

また、子育て世帯は域外で食料品を購入している割合が高いことから域内購入率の低い世帯への所得の取り戻し対策が必要である。加えて、町民一人一人の意識・理解を深めることが大変重要となっている。今後もより一層、地域経済の活性化を図るため、町の特産品や新たな商品等の発信が必要である。

近年は人口減少に上記の課題が加わり、小規模の個人事業者だけでなく、中規模以上の企業撤退が発生し始めており、国道9号沿いに空き地が散見される。企業存続の支援とともに、企業撤退にともなう離職者支援や空き地への事業者誘致が必要である。

オ 観光又はレクリエーション

町の観光入込客は、コロナ禍前の2019年（令和元年）の68万3千人から2024年（令和6年）の88万2千人へと増加している。また、2つの道の駅が町の観光入込客全体の89%を占めていることから、引き続き道の駅から町内観光地への誘導が重要となっている。

主な課題（問題点）は、次の3つである。

- ・道の駅を核とした町内周遊を促進するための情報発信やイベント開催
- ・ターゲットを絞った効果的な観光情報の発信
- ・観光消費の拡大を図るための観光資源・土産物・グルメ・アウトドアの活用

(2) その対策

ア 農業

本町の農産物の生産振興を図るために、地域の特色を活かした農業振興施策の展開を図るとともに、ブロッコリー、スイカ、ミニトマト、梨、白ネギ等の多様な農産物を活かしたブランド化の推進を行う。

畜産業では、酪農の産地として牛乳生産の安定化を推進するため畜産クラスター事業等で規模拡大に取り組む。また、鳥取和牛のブランド価値をさらに高めるため高能力種雄牛による高品質な牛肉の増産を推進するとともに、生産基盤の強化を支援し経営の安定を図る。

地域農業のリーダーとなる担い手農業者の育成を推進し、豊かで活力のある、魅力あふれる農業の実現に向けた施策を講じる必要がある。農業従事者の高齢化・後継者不足という課題を踏まえ、集落や地区単位で行った人・農地に関する話合いを通して策定した地域計画に基づき、今後の地域農業を担う者に対して規模拡大、生産性向上、農地集積等に向けた各種支援を行う。併せて、新規就農者の確保に向けて JA・生産部と連携して研修の受入等支援体制を整備し、農業研修生宿泊施設を活用しながら新たな担い手の確保を目指す。

国・県の補助事業を活用した耕作放棄地の解消を行い、農業従事者の高齢化・減少によって年々増加する耕作放棄地の拡大防止と担い手の農地確保を推進する。

また、農作業の効率化・省力化を図るため、機械化の支援やスマート農業の検証・情報発信を行い導入に向けた推進を図る。

イ 林業

森林施業の集約化を図り、作業道等の路網整備など、より効率的な施業を推進する。また、森林所有者、森林組合等と協力し林業従事者の育成に努める。

ウ 水産業

漁業研修制度を行い、新規就業希望者の受入を行う漁業者及び養殖業者に対し、研修に必要な事業の助成を行う。

エ 商工業

商工業の振興を図るため、2019 年（平成 31 年）に琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、中小企業施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、5 年計画で基本計画を策定し、時代のニーズに合った起業・創業を支援する等の商工施策に取り組んでいく。

人手不足解消を図るため、公共職業安定所「しごとプラザ琴浦」を役場敷地内に設置し、求職者及び事業所の職業相談及び就職支援を行うとともに町独自の合同求人説明会及び

求職者セミナーを実施する。

また、基本計画の重点柱としている地域内経済循環の促進を図るため、効果的な施策に取り組んでいく。地域に入ってきたお金をなるべく地域内で多くの人の手に渡り循環することが地域経済を活性化する上で重要と考えるため、町民等に対し「地域内で買う」ことの重要性を認識してもらうよう「BUY コトウラ運動」の啓発を行う。加えて、地域の特性を活かした琴浦ブランド化の推進、販路開拓に対する支援を行うことで、琴浦製品の競争力を高め、産業の更なる発展を図る。

オ 観光又はレクリエーション

第3期 琴浦町地方創生総合戦略では、「新しいひとの流れをつくり、暮らし続けることができるまちをつくる（観光振興の推進）」ことをテーマとした。

本計画に沿って、令和11年の観光入込客数93万人を目標に、「道の駅を核とした町内周遊の促進」、「観光情報発信の強化」、「観光消費の拡大へ向けた観光資源×土産物×グルメ×アウトドアの活用」に取り組んでいく。

主な対策は次の3つである。

- ・道の駅を核とした町内周遊を促進するため、道の駅を拠点に情報発信やイベント開催を行う。
- ・観光情報発信の強化を行うため、SNS・ホームページ・冊子の効果的な活用を目指す。
- ・観光消費の拡大を図るため、観光資源・土産物・グルメ・アウトドアの活用を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 ・農業	・農地耕作条件改善事業	町	
		・農山漁村地域整備交付金 ・農業基盤整備促進事業	町	
		(県営) ・農地中間管理機構関連農地整備事業	県	
		(県営・団体営) ・農業水路等長寿命化・防災減災事業	町	
	(9)観光又はレクリ エーション	・道の駅ポート赤碕施設更新事業 ・一向平キャンプ場森林体験・交流セン ター整備事業	町	

	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 第 1 次産業	・ 農業振興対策振興事業 ・ とともに目指す！担い手強化支援事業	農業者	
		・ 野菜振興対策事業 ・ 鳥取型低コストハウスによる施設園芸 等推進事業 ・ 産地生産基盤パワーアップ事業 (スイカ、ブロッコリー)	J A	
		・ 機構中間保有地再生活用事業	農地中間管理 機構	
		・ スマート農業推進事業	町	
		・ 畜産振興対策事業	町	
		・ 就農条件整備事業	農業者	
		・ 土地改良区運営補助事業	土地改良区	
		・ 林業振興対策事業 ・ 緊急間伐実施事業	森林所有者等	
		・ 森林病虫害等防除事業 ・ 松くい虫特別防除事業 ・ ナラ枯れ被害対策事業	町	
		・ 水産業振興対策事業 ・ 漁業近代化資金利子補給事業 ・ 栽培漁業地域支援対策事業 ・ 持続可能な栽培漁業推進事業	漁協	
		・ 漁獲共済掛金軽減事業	全国合同漁業 共済、漁協	
		・ 水産多面的機能発揮対策事業	藻場保全活動 組織	
		・ 漁業研修事業	養殖事業者 漁協	
		・ ウニ被害藻場緊急回復対策事業負担金	県	

	・商工業・6次産業化	・商工業の振興事業 ・商工会補助金 ・起業支援補助 ・小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 ・事業承継・引継ぎ啓発事業	町	
		・雇用確保事業 ・未来人材奨学金返還支援補助金	町	
	・観光	・観光振興事業 ・観光協会運営補助金 ・観光情報発信業務委託料 ・観光看板等整備 ・広域観光連携事業	町	
		・船上山管理事業	町	
		・道の駅管理運営事業 ・道の駅ポート赤碕管理運営負担金 ・道の駅琴の浦清掃委託料	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
琴浦町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	2026年（令和8年）4月1日～ 2031年（令和13年）3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「産業の振興」計画のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

ア 電気通信施設等情報化のための施設

防災行政情報については、町内全域に屋外拡声子局を整備しているほか、各戸に戸別受信機を貸与しており、確実に情報を届けられる仕組みを構築している。また、ホームページや SNS を活用した情報発信も行っているが、音声のみで放送しているため、きこえない、きこえにくい人や外国人が緊急放送等を確認できるよう文字放送や多言語化対応の整備が必要である。

情報格差の問題については、町内の一部地域で民間事業者による光ケーブル網が整備されているほか、平成 29 年度に公設民営方式で町内全域に光ケーブル網を整備し、超高速ブロードバンド (FTTH) の利用が可能となっている。ケーブルテレビ放送、インターネット通信サービスについては地元ケーブルテレビ局 (鳥取中央有線放送 (株)) がサービスの提供を行い、安定したテレビ視聴、インターネット通信環境が整っているが、高齢者ではデジタル技術を使いこなせる方と、そうでない方の「デジタル格差」の解消が重要な課題となっている。

携帯電話については、生活に必要な物となり災害時の情報伝達手段として有効である。町内では 2008 年 (平成 20 年) まで通信のしづらい不感地域 (上中村) が存在していたが、現在不感地域は解消されている。

公共施設の公衆 Wi-Fi については、来館者のインターネットを利用した情報収集やサービス利用のほか、災害時における公設避難所での通信手段として有効であることから、平成 28 年度に拠点庁舎、令和 4 年度に出先機関の整備を行い、主要な公共施設での Wi-Fi 利用を可能としている。

(2) その対策

ア 電気通信施設等情報化のための施設

情報通信網については、過疎地域における安全、安心、利便性を確保し、地理条件の不利性を克服する上で効果的な社会基盤であり、地域の実情に応じた基盤整備を促進する。町内全域に整備された光ケーブル網を利活用して日常生活はもとより、保健、医療、福祉、教育、文化、防災など町民生活に係わるあらゆる分野での利便性向上を図ることが重要であるため、光ケーブル施設の計画的な設備更新、維持管理を行う必要がある。

日常生活においてはテレワークやオンライン会議、スマートフォンの利用等、住民の情報活用能力の向上を図る必要がある。特に高齢者ではデジタル技術を使いこなせる方と、そうでない方の「デジタル格差」の解消のため、高齢者のインターネット利用、デジタルデバイスの活用を促進、支援し、ICT の発達した社会に誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の進んだ地域づくりを行う。

また、行政手続きではマイナンバーカードやソーシャルメディアを用いた各種届け出や申請のオンライン化、税金や手数料の納付のキャッシュレス化など、デジタルを活用した業務の効率化、省人化を推進する。防災行政情報については、きこえない、きこえにくい人や外国人への情報伝達が課題となっているが、今後は多言語に対応した防災行政情報配信アプリを導入するとともに、SNS を活用し、音声並びに文字配信をすることで、より確実に防災行政情報を住民に届けることができるよう整備していく必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・ 防災行政用無線施設	・ 防災行政無線設備改修事業	町	
	・ その他	・ 光ケーブル施設改修事業	町	
		・ 公衆用 Wi-Fi 設備高度化改修事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・ 情報化	・ ソーシャルメディア活用事業 ・ デジタル地域通貨・ポイント事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間において、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア 町道

町道の整備は町民の生活に必要な社会基盤となるが、過疎化の進行により様々な課題に直面している。

道路、橋梁、トンネル等の管理のために長寿命化計画を作成しているが、事業を行うに当たり、財源の確保が困難になりつつある。また、高齢化等により地元での道路管理が年々困難になり、道路管理者に対する管理の要望が増加している。

町道橋は町内に 168 橋（横断歩道橋 3 橋含む）あるが、老朽化が進んでおり、計画的に修繕を行うものの膨大な事業費が見込まれる。橋梁修繕には専門的知識が必須であり、職員では監督が困難である。

そのほか、町有除雪車の老朽化が進み、修繕費用が増加している。除雪機械は特殊であり、業者が所有するのは困難なことから、計画的に機械の更新を行っていく必要がある。

請負業者の減少、作業員の高齢化等による担い手不足が今後懸念されるため、担い手確保についても検討が必要である。

イ 農道・林道

農道及び林道の整備は、活力ある産業経済の発展や住民生活の向上などまちづくりの基礎として非常に重要な役割を担っている。農産物等の流通を効率的に行うため、広域的な役割をもった農道の保全を図る必要がある。

老朽化が進んでいる農道橋梁については、適切な点検・評価などを実施し、計画的な維持管理を図る必要がある。

また、間伐材を搬出するための林道、作業道の整備が必要となっている。

ウ 公共交通

本町では、2008 年（平成 20 年）5 月から町営バス（自家用有償旅客運送：市町村運営）を運行しているが、その利用者数は平成 24 年度の 11 万 2 千人をピークに、令和 6 年度は 4 万 3 千人に減少している。この要因は、町全体の人口減少、免許を保有していない年齢層の減少にある。

また、平成 30 年度には、運転手不足を背景にそれまで町営バスの運行を委託していた交通事業者から事業撤退の申し入れを受け、町営バス事業存続が危ぶまれる事態となった。その後、町内事業者に一部路線の委託を行うことで運行を確保することができた。令和 7 年からはこれまで 2 社で運行していた町営バス事業を町内事業者に一元化することで効率化を図り委託費の削減につながったが、今後も利用者の減少、運転手不足及び運行経費の増加が見込まれる。

また、バス停までの歩行が困難な高齢者や障がい者にとっては、タクシーが通院や買い

物など生活に必要な移動手段となっており、バスだけでなくタクシー事業存続に向けた取組も求められている。

こうした中、免許返納後の移動手段に不安を感じる声があり、町営バスの効率的な運行や地域で移動を支え合う共助交通の推進など、生活交通を確保するための仕組みづくりを進めており、令和7年度時点では2つの協議会で運行している。

また、JR山陰本線の駅舎も老朽化が進み、駅舎の維持管理の方法が課題となっている。

(2) その対策

ア 町道

琴浦町道舗装等修繕計画、琴浦町道路橋梁長寿命化修繕計画、琴浦町横断歩道橋長寿命化修繕計画、琴浦町道路トンネル長寿命化修繕計画を策定し、予防保全の観点から舗装、橋梁、トンネル等の長寿命化、維持管理コストの縮減を図るとともに、予算の平準化を図る。

また、道路等の地元管理を推進するため、修繕に係る機械代や材料費の助成を行うほか、自主的に土木愛護団体を結成し、清掃・除草・植栽管理等の愛護活動を実施する集落に交付金を支援する。また、町道の通行の支障となる樹木の伐採について補助金を交付する。地元要望への対応については、緊急性や必要性を考慮し対応する。

職員で監督が困難な工事については、鳥取県建設技術センターに技術支援を委託する。

除雪作業に関する課題については、除雪車の更新を計画的に行うとともに、除雪作業員の担い手確保のため、除雪車運転に必要な免許取得にかかる費用の一部を助成する。地元集落が自主的に行う除雪活動に対し、機械代や燃料費等の支援を行う。

イ 農道・林道

農道は、農業生産基盤として農業振興における重要な役割を担っている。

特に、「琴浦町の農業の振興に関する計画」に位置付けられた農業振興施設については、その機能の最大化と利便性の向上のため、アクセス路となる農道の整備・確保を図る。

農道橋梁については、損傷の早期発見や計画的な維持管理を行うことが求められており、適切な点検・評価に基づく計画的な維持管理を実施することで道路網の安全性・信頼性の確保、地域住民の安全・安心な暮らしを実現する。

また、林道及び作業道については、必要性を考慮しながら整備を行う。

ウ 公共交通

日常生活に必要な移動を確保するためには、効率的で持続可能な地域交通とすることが必要である。町では効率的で持続可能な地域交通事業のため、有識者による検討会議や住民会議などを開催し、令和7年度からの3年間について、次の方針に基づき町営バスを含めた地域交通全体の見直しを行う。

①スクールバスとの混乗利用による効率的な町営バスの運行

②利用者の少ないバスの減便

③地域ごとの移動を支える仕組みづくりのため、共助交通を推進

④交通空白地におけるタクシー助成制度の実施

また、共助交通について、現在 2 つの協議会が地域で移動支援を実施している。

これらの取組を通じて地域の移動を確保することにより、コミュニティの強化と安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。

駅舎については、今後も整備の方法を検討していく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ・道 路	・町道、道路施設等維持修繕事業 ・区画線設置工事 ・道路照明灯 LED 更新工事 ・町道街路樹剪定工事 ・町道森藤伊勢野線舗装修繕工事 ・町道美好田越線舗装修繕工事 ・町道西町南側線舗装修繕工事 ・町道田越線舗装修繕工事 ・町道宮場線横断溝修繕工事 ・町道斉尾市内線法面修繕工事 ・町道街路下伊勢線防護柵修繕工事 ・町道八幡南線防護柵修繕工事	町	
		・道路改良事業 ・町道立子大熊線道路改良工事 ・町道駅前八幡線道路改良工事 ・町道山田東山田線道路改良工事 ・町道笠見一号線道路改良工事 ・町道高野線道路改良工事 ・町道山川部落 2 号線道路改良工事 ・町道出上 10 号線道路改良工事 ・町道八幡以西線道路改良工事	町	
	・橋りょう	・橋梁修繕事業 ・成美橋橋梁修繕工事 ・三本杉橋橋梁修繕工事	町	

		・大父橋橋梁修繕工事 ・宮橋橋梁修繕工事 ・松木渡橋橋梁修繕工事 ・田越橋橋梁修繕工事		
	・その他	・除雪対策事業 ・町道の除雪委託、機械の借上 ・地域の除雪活動へ補助金交付 ・除雪車の整備、更新	町	
	(2)農道	・農村整備事業	町	
	(3)林道	・林道整備事業	町	
	(5)鉄道施設等 ・鉄道施設	・駅舎整備・活用事業	町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 ・公共交通	・町営バス・スクールバス運行事業	町	
		・交通空白地生活交通確保事業 ・交通空白地タクシー助成事業 ・交通空白地有償運送事業運営補助金	町	
	・交通施設維持	・町道舗装等修繕計画更新事業	町	
		・町道橋梁定期点検事業	町	
		・町道トンネル定期点検事業	町	
		・道路付属物点検事業	町	
		・農道橋りょう定期点検事業	町	
		・林道橋りょう定期点検事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 水道

本町では安心・安全な水道水の安定供給に努めてきた。しかしながら、水道施設の多くは、昭和 40 年代の建設・拡張期から既に法定耐用年数を経過した施設が多く、更新のピークを迎えており、改修・更新に多額の費用が必要となる。

これらのことから、琴浦町水道事業ビジョン（経営戦略）による投資・財政計画により、計画的に水道施設の更新整備を行うとともに、県や他の市町村との連携による経営の共同化や施設の統廃合など広域的な取組を検討し、将来に向けた持続可能な事業運営が求められる。

東伯地区において水道事業とは別に、地域が独立して管理運営している専用水道及び飲料水供給施設が 10 カ所あったが、そのうち 9 カ所について、令和 6 年度に町管理の簡易水道とし、令和 7 年度からは町の水道事業へ編入した。これらの水道施設は既に耐用年数を経過している。従来からの水道事業の施設についても、耐用年数の経過により水道施設（管路含む）の更新整備が必要となるため、今後多くの施設修繕が必要となる。

また、人口減少及び節水型社会への移行による水需要の減少から水道料金収入が減少しているため、水道事業経営を圧迫していくことが想定される。安定した水道事業運営のために、水道施設の統廃合や施設・管路のダウンサイジングを含めた見直し、経営の合理化を図ることが急務となっている。

イ 下水道

本町の下水道事業は、生活環境の向上、公共水域の水質改善を図るために欠かせないライフラインとして、農業集落排水及び公共下水道の整備を行い、概ね整備が完了した。

しかし、汚水処理施設は供用後 20 年以上経過し老朽化が進んでおり、今後の施設の改築・更新に多額の費用が必要となることや、人口減少に伴い使用料収入の減少も予測される。

将来にわたり維持管理を適正に行い、安心して下水道を利用してもらうため、「琴浦町下水道事業経営戦略」を改定し、投資・財政計画により、計画的に下水道施設の更新整備を行うとともに、県が主体となり県下全市町村が取り組んでいる広域化・共同化検討会の中で、広域的な汚水・汚泥処理等に取り組むことを検討し、今後の維持管理費を抑制し、持続可能な下水道事業の運営を行うことが求められるが、現在の使用料金だけでは施設の維持管理・耐用年数に応じた施設の更新費用を賄うことはできず、一般会計からの（基準外）繰入金に頼らざるを得ない状況である。

下水道の処理施設である東伯浄化センター、赤碕浄化センター、農業集落排水施設、その他管路施設へマンホールポンプを設置しており、これらの施設には機器故障等の異常

を通知する警報装置を設置し、インターネット回線を使用してスマートフォンに通知することで随時状態確認が可能となっている。

中には固定電話回線での通知のため役場分庁舎内での確認に限られる場合や、施設に設置しているパトライト発光での通知のため現地に行かなければ状態確認ができない施設があり、警報確認・緊急対応も遅れるため最悪の場合、汚水処理に支障をきたし、道路や宅内に溢れ出すといった事態が発生する恐れがある。

ウ 廃棄物処理

本町の一般廃棄物は、鳥取県中部地域（1市4町）で構成する鳥取中部ふるさと広域連合において適正処理とあわせて循環型社会の構築に向けた取組を推進してきた。焼却残渣等の最終処分場（クリーンランドほうき）は、その残余容量から2038年（令和20年）以降に新たな最終処分の確保が必要となる。本町では、従来の分別回収に加えて2020年度（令和2年度）より軟質プラスチックを対象とした試験回収を開始し、2025年（令和7年）10月より独自にプラスチック資源の一括回収並びに再商品化を開始した。これらの取組により住民一人あたりの家庭ごみ排出量が減少傾向にあるものの、最終処分場の延命のため、さらなるごみの減量化が課題となっている。

非農家住宅の建設など周辺環境の変化により、本町の主要な産業である農業・畜産業における産業廃棄物等の処理方法についても、周辺居住者との共存を図るため、従来の処理方法からの見直しも求められている。

これらの問題解決のため、住民一人ひとりがリフューズ（断る）・リデュース（減らす）・リユース（再使用する）・リサイクル（再生利用する）の「4R」の意識を持って、地球環境に配慮した資源循環型社会の形成を推進することが求められている。また、生産から使用、廃棄という直線型経済（リニアエコノミー）から循環型経済（サーキュラーエコノミー）への転換が必要となっている。

エ 火葬場

琴浦町営斎場は、年間300件前後の施設の利用がある。安心して斎場を利用していただくためには、経年劣化のため空調設備及び火葬炉設備の更新が必要となった。

オ 消防・防災

非常備消防として消防団を町内に10分団配置しているが、分団車庫やポンプ車などの老朽化が進んでいるほか、高齢化の影響や就業形態の変化に伴い、日中の火災や災害に活動できる団員の確保が喫緊の課題となっている。

避難所については、公共施設等総合管理計画等に基づき、指定避難所等に指定する施設の統廃合が行われており、地域における避難場所の確保を行っていく必要がある。

消防水利については、防火水槽、消火栓を設置しているが、設備の老朽化により漏水や

使用する際にハンドルが回らないなどの不具合が生じている。

地域においては、自主防災組織の結成・訓練や、災害時の避難支援体制の確保といった自助・共助の取り組みを推進しているところだが、地域によって取組状況に差が生じている状況である。

カ 住宅

過疎化に伴い、空き家の増加や老朽化した危険空き家等が問題となっている。現在町内にある危険空き家の所有者に対して除却を指導しているが、今後も空き家は増え続けることが予想される。

また、住宅・建築物の耐震化や危険ブロック塀の撤去が進んでいない状況である。工場や飲食店など民間事業主が行う、エレベーターや車椅子用トイレの改修の補助を行っているものの、申請者数は伸び悩んでいる。

公営住宅については、今後、耐用年数を迎えるものが多く、除却等の検討が必要となっている。

キ 公園

公園は、子どもから高齢者まで幅広い世代の生活を豊かにするために必要なものであり、整備を行っている。公園に設置している遊具は、経年劣化が進んでいるものもあるため、安全に利用していただくために毎年度点検を実施している。

ク 河川・水路

水路の老朽化により破損等が年々増加している。高齢化等により地元での河川、水路管理が年々困難になり、河川、水路管理者に対し管理の地元要望が増加している。

(2) その対策

ア 水道

安定した水道事業運営を行うため、琴浦町水道ビジョン、財務・経営分析、財政シミュレーションを基に水道料金の改定を行う。

水道事業ビジョン（経営戦略）の老朽化施設の更新及び基幹管路の耐震化更新計画に基づき、適切に施設、管路の更新を行う。

今後は、水需要の減少を考慮して、適正規模の施設能力とするため、施設・管路のダウンサイジングや年間工事費の減額や起債充当率の縮減等を行い、水道施設の縮小と維持管理費の軽減を図っていく。

イ 下水道

下水道地域の生活環境の保全のため、長期的に下水道施設を計画的かつ効率的に管理

する必要があるため、老朽化した施設の機械・電気設備の更新を行う。

下水道事業経営戦略に基づく農業集落排水の公共下水道への統合、及び下水道事業の財政計画により、財務・経営分析、財政シミュレーションを基に料金見直しを行う。

固定電話回線、パトライトを使用した警報装置から、インターネット回線を使用した警報装置へ取替を行う。

ウ 廃棄物処理

地域から排出される可燃ごみの減量のため、地域から排出される草木（自然に還るごみ）を捨てる土地を町が借上げる。

軟質プラスチックの試験回収の実施等、分別・リサイクルや更なるごみ減量化に引き続き努める。適正なごみ排出の啓発や中部圏域での分別・処理方法の見直し等、中部地区 1 市 4 町と鳥取中部ふるさと広域連合とが連携しながら、対策を講じる。

また、不法投棄は、景観や環境に悪影響をおよぼすことから厳しく禁止されており、不法投棄をさせないための継続的なパトロールや環境意識の高揚を図るための啓発活動を行う。

エ 火葬場

琴浦町営斎場の火葬炉設備を年次計画的に更新するとともに、空調機器等の付属設備についても状況を確認しながら整備する。

オ 消防・防災

行政や地域、団員からの積極的な声かけにより消防団員の確保を図っていくほか、計画的な消防ポンプ車や消火栓等施設や資機材の更新を行い、消防団の機能強化を推進する。

改修等が行われた施設等については、災害リスクを考慮し、速やかに指定避難所等に指定し、住民の避難場所の確保を図る。

町や地区、自治会単位での訓練や研修会を引き続き実施し、住民の防災意識の啓発を図り、安心安全な地域づくりを推進する。

カ 住宅

建築物の耐震化やブロック塀の除却、バリアフリーの補助金の PR 強化により制度活用を促す。危険空き家の所有者に指導書・勧告書を送付し、建築物の適正管理を指導するとともに、危険空き家になる前の除却についても補助制度を創設し空き家の増加を食い止める。

耐用年数を迎え、用途廃止した公営住宅は、除却又は、PFI 手法の導入や入居者への譲渡などを検討する。

キ 公園

定期的な点検をもとに、必要な修繕や不要となった遊具の撤去を実施する。修繕、撤去の際には劣化状況のほか、需要調査・地元協議を行い、住民のニーズに沿った対応を行う。

自治会単位で整備された公園は、自治会の活性化のため地元の意向を踏まえ、子どもから高齢者まで利用できる公園を目指し整備する。

ク 河川・水路

地元集落での維持管理を支援するため、修繕に係る機械代、材料費の助成を行うとともに、緊急性や必要性を考慮した地元要望への対応を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 ・ 上水道	・ 竹内地区配水池等整備事業	町	
		・ 上水道中央監視システム通信回線改修	町	
		・ 上水道配水管布設替事業	町	
		・ 水道施設更新事業	町	
		・ スマートメーター導入事業	町	
	(2) 下水処理施設 ・ 公共下水道	・ 下水道整備・更新事業（公共下水道・特定環境保全公共下水道） ・ スtockマネジメント計画に基づく施設・機器などの更新 ・ マンホールポンプ非常通報装置取替	町	
	・ 農村集落排水施設	・ 下水道更新事業 ・ マンホールポンプ非常通報装置取替	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ・ ごみ処理施設	・ 一般廃棄物処理事業 ・ ごみ収集運搬等業務 ・ 資源循環促進事業	町	

		・リサイクル促進施設整備		
		・ごみ処理施設管理運営 ・廃棄物処理施設整備	鳥取中部ふるさと広域連合	
	(4)火葬場	・琴浦町営斎場整備事業 ・収骨室空調設備取替改修工事 ・火葬炉設備等更新事業	町	
	(5)消防施設	・消防水利確保事業 ・消火栓修繕事業 ・防火水槽修繕事業	町	
		・非常備消防事業 ・ポンプ車更新 ・消防車庫の老朽化対策	町	
	(6)公営住宅	・公営住宅管理事業 ・公営住宅の維持管理 ・用途廃止となった公営住宅撤去	町	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 ・防災・防犯		自主防災組織	
		・自主防災活動事業 ・自主防災組織支援		
		・支え愛マップ	自治会等	
		・非常備消防事業 ・消防団装備品 ・消防教育・訓練	町	
		・耐震診断委託事業	町	
		・震災に強いまちづくり推進事業	町	
	・環境	・資源ごみ回収報償金 ・廃棄物処理 ・プラスチック収集運搬処理委託事業 ・生ごみ処理機購入補助金 ・海岸漂着物処理 ・SDGs ポイント	町	
	・その他	・上水道使用料金等改定検討業務 ・下水道使用料金等改定検討業務	町	
		・福祉のまちづくり推進事業補助	町	

		金		
		・空家対策事業 ・空家等除却事業費補助金 ・空き家等実態調査事業	町	
		・公園整備・管理事業 ・遊具点検 ・遊具撤去、修繕	町	
	(8)その他	・河川維持管理事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア 子育て環境の確保

核家族化やひとり親家庭の増加、地域社会のつながりの希薄化などから、子育てにおける保護者の社会的責任、経済的負担が大きくなっている。

全国的に少子化が進む中、本町においても出生数、妊娠届出数の減少は深刻化しており、令和2年度は、年間出生数が初めて100人を下回り、令和6年度には70人を下回った。人口推計によると、未就学児及び入園児数が今後大きく減少していく見込みとなっている。特に旧赤碕町地域の子どもの人数が減少しており、将来的には町立園の統合の検討が必要である。

イ 高齢者福祉

本町の高齢化率は39.0%で、2031年（令和13年）には約40%に達すると予測しているが、認知症予防など早くから介護予防施策に取り組み、要介護（支援）認定率は、下降傾向であり、認定者数も抑制気味となっている。

令和4年に実施した高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、「介護が必要となっても自宅で生活したい」と思っている方が8割以上を占め、「自宅で最後を迎えたい」と思っている方も6割を占めていた。今後、高齢者が安心して地域で最後まで生活を送ることができるように、高齢者を対象とした医療・福祉などの連携や一人暮らし高齢者世帯の増加による地域の支え合いや見守りなどに対応することは重要である。

ウ 障がい者福祉

障がい児・者の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため、自立支援給付・地域生活支援事業を実施している。

障がい者の相談窓口として「琴浦町障がい者地域生活支援センター」を2009年（平成21年）から設置し、相談に応じている。そのほか、広域的な相談窓口として中部1市4町で中部障がい者地域生活支援センターに障がい者相談支援事業を委託している。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

子育て世帯の経済的負担軽減と乳幼児期の家庭保育環境の充実等により、保護者の子育ての選択肢を広げることで親子の愛着形成を促進し、子育て環境の充実を図る。また、不妊治療等に加えて安全・安心な妊娠、出産に関する相談や情報提供の充実等、子どもを持ちたいという希望を叶える支援を行う。

子どもと母親の心身の健康を守るため、妊娠期から継続した支援を行い、任意予防接種

の一部助成や妊婦健診、産後健診、乳児健診等を実施する。また、健診時に保護者へ育児の助言や子育て支援の情報提供も行い、育児負担感の軽減、困り感の把握に努め、適切な支援へとつなげていく。

未就学児への安定した教育・保育を提供するため、町立こども園運営を行うほか、私立保育施設へ教育・保育施設型給付費の支給や子育て支援事業等への支援を行う。

イ 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、元気でいきいきとした生活を送るため、各種施策を総合的に推進する。介護や支援が必要な状態となっても、高齢者自身の意思を尊重し、安心して地域で最後まで生活を送ることができるよう、そろいそろい手帳を普及啓発し町民のニーズを把握するとともに、医療・福祉等の連携や地域の支え合いや見守りなどの体制を強化し地域包括ケアシステムの構築を目指す。

ウ 障がい者福祉

多様化する対象者のニーズに即し、それぞれが望む生活を実現するために、必要な障がい者福祉サービスの支給決定を行う。

就労等の相談があれば、各関係機関との連携を図りながら対応する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 ・ 保育所	・ 子育て環境の適正化 ・ 町立こども園設備更新事業 ・ 町立こども園施設更新事業	町	
		・ 私立保育施設大規模修繕事業	私立保育施設	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事 業 ・ 児童福祉	・ こども園等運営、子育て支援 ・ 保育料・副食費軽減事業 ・ 放課後児童クラブ運営事業	町	

		・乳幼児家庭保育支援事業 ・私立保育施設教育・保育施設型給付費支給事業 ・私立保育施設運営費補助事業 ・私立放課後児童クラブ運営費補助事業	私立保育施設	
		・こども家庭センター事業 ・不妊・不育症治療費の助成事業 ・子どもの予防接種 ・妊婦健康診査 ・産後健康診査 ・乳児健康診査 ・5歳児健康診査	町	
		・児童館運営	町	
	・高齢者・障がい者 福祉	・介護予防教室	町	
		・介護予防サークル活動支援事業	町	
		・地域包括支援センター運営事業 ・介護予防ケアマネジメント	町	
		・エンディングノートの普及啓発	町	
		・障がい者福祉事業 ・重度障がい者タクシー料金助成事業 ・作業所等障がい者交通費助成 ・障がい者インフルエンザ予防接種給付費 ・自動車改造費・運転免許取得費助成 ・成年後見支援センター委託事業	町	
	・健康づくり	・スポーツ・運動推進事業	町	
	・その他	・社会福祉協議会運営補助事業	社会福祉協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間に於いて、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

ア 医療と保健

本町においては、医科は9院、歯科は5院あるものの、山間部から医療機関までは物理的な距離があることと、入院できる医療機関がないため、安心して医療が受けられる体制の整備が必要である。

医療費については、国民健康保険では人口の減少に伴い被保険者の減少が進んでいるが、近年の医療技術の進歩・高度化により1件あたりの医療費は増加している。後期高齢者医療では被保険者の高齢化割合の進行による医療費の増加が大きな課題となっている。増え続ける医療費の問題を解決するには、何よりも定期的な検診等による疾病の早期発見・早期治療が必要なため、特定健診やがん検診の受診率の向上等に向けて引き続き積極的に取り組むことが重要である。また本町は、同規模の近隣地域や県平均と比べ生活習慣病疾患などが多い（町内の有病率：糖尿病（町：27%、県：25%）、高血圧症（町：52%、県：48%）脂質異常症（町：42%、県：40%））、自らの健康課題を早期から把握できるよう、若い世代からの疾病予防や運動習慣の定着を図ることが必要である。

(2) その対策

ア 医療と保健

健康寿命の延伸を目指し、心豊かで健康に長生きするためにも、働き盛りの若い世代からの疾病予防や運動習慣の定着を図るとともに、健康診査・がん検診受診及び、精密検査の受診の必要性を啓発し、特定健診・がん検診の受診率の向上を目指し、未受診者への働きかけを継続する必要がある。

今後の対策としては、山間部から医療機関までは物理的な距離があり、安心して相談、健康に関する情報が身近で得られる拠点を整備し、ICTを活用することで医療機関等とも相互共有を図り、自己の健康行動を促し地域全体の健康意識の向上につなげる。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 ・その他	・各種がん検診 ・集団検診、医療機関検診実施 胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺 がん検診・肝炎ウイルス検査	町	

		・ 特定健診及び特定保健指導	町	
		・ 健康づくり事業	町	
		・ 高齢者インフルエンザ予防接種	町	
		・ 高齢者肺炎球菌予防接種	町	
		・ 新型コロナウイルス予防接種	町	
		・ 帯状疱疹ワクチン予防接種	町	
		・ 特別医療費助成	町・県	
		・ 心身障がい者医療費助成	町	
		・ 腎臓機能障がい者交通費助成	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間において、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育

本町の義務教育施設は、小学校5校、中学校2校である。少子化の影響による児童生徒数の減少や施設の老朽化のほか、特別支援学級への入級児童生徒の増加、教員の多忙化等が課題となっている。

誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現に向けて国が進める GIGA スクール構想に賛同し、2020 年（令和2年）には児童生徒1人1台のタブレット端末をいち早く導入した。あわせて校内ネットワークの拡充や周辺機器の整備、指導者用デジタル教科書などソフト面の充実を進めている。さらに、教職員の指導力向上に向け、企業等と連携して研修を行っている。

また、地域に愛着を持ち、ふるさとを継承、発展させようとする意欲や態度を身につけた人材を育成するために、地域の自然や歴史、文化、人物などを取り上げるなど「ふるさと教育」に取り組んでいる。

イ 社会教育

社会教育の推進にあたっては、町民一人ひとりが生涯の各期にわたって、学習やスポーツに取り組むことができる環境づくりが必要となっている。

このうち学習提供の場である生涯学習センター、9つの地区公民館では、これまで町民の興味や関心に合わせた教養講座の実施のほか、町民や団体による生涯学習活動などが行われているが、人口減少、少子高齢化など社会状況の変化に伴い、町民が暮らす地域の課題解決に向けた学習の提供や取組を実践できる仕組みづくりが必要となっている。また施設面では建築から20年以上経過した建物が多く、設備も含め老朽化の対処、町民の生涯学習活動のニーズに合わせた改修等の必要がある。

図書館は本館、分館あわせて約17万冊の資料を所蔵し、町民が本に親しむ機会を提供するとともに、憩いの場づくりや生涯学習の場として重要な役割を果たしているほか、レファレンスやビジネス支援を行い、町民のくらしと仕事の支援に努めている。また、令和6年4月に策定した「第3次琴浦町子ども読書活動推進計画」をもとに、子どもが自ら進んで読書活動を行うことができる環境の整備に取り組んでいる。令和元年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行により、すべての人が読書のできる環境を整備していくことが求められ、図書館では来館できない高齢者、障がい者をはじめ、図書館利用に障がいのある町民へのサービスの実施が必要となっている。

町内の社会体育施設には、東伯総合公園・総合体育館をはじめ、赤碕総合運動公園、農業者トレーニングセンター、武道館、小・中学校体育館などがあり、町民のスポーツ・レクリエーション活動に広く利用され、健康増進や活動者の交流の場として役割を果たし

ている。しかしながら、経年による施設や設備の劣化のほか、水銀灯の廃止など現在の法令等に合わせた改修の必要があるほか、町民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、安全な利用を提供するため維持管理の充実を図る必要がある。また、町民のスポーツ活動については、町スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等を中心にスポーツ大会や教室を開催しているが、これらの自主的な活動を発展させるための運営体制の充実、幅広い年齢層が参加できる内容の見直しや工夫が必要である。

赤碕地区の防災拠点である赤碕地域コミュニティーセンター（竣工：2005 年（平成 17 年））が竣工から 20 年が経過し、施設及び電気機械設備の老朽化が進んでいることから、改修更新が必要となってきた。

ウ 人権・同和教育

人権尊重の社会づくりに向け、人権啓発教材の TCC 番組放映や人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）など、住民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を行っている。地域のコミュニケーションが希薄になりつつある昨今、隣保館での地域住民の相談内容は多様で複合化しており、相談への対応が困難になっている。

社会ではインターネットを利用した差別情報の氾濫やいじめ、子どもや高齢者等に対する虐待など、深刻な人権侵害が大きな問題となるなど、町内でも起こりうる人権問題に対応する人権教育が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、教育内容及び教育施設の充実に努める。

教育内容については、ICT を活用することで、児童生徒の興味や関心を高め、教わる授業から子どもたちが主体的に学び、お互いに教え合い学び合う協働的な学びを実現するとともに、個の特性や能力に応じた個別学習も進めることができるよう、デジタル教材の導入や教職員研修の実施などを進める。

国際社会で通用する人材の育成に向けて、小学校にも ALT を配置し、低学年から外国語や外国文化に触れる機会を作るほか、中学生が外国文化を実体験する機会として海外派遣を行う。

学校と地域が連携し、地域に愛着と誇りを持つことで、子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するために、幼少期から小学校、中学校、高校と継続したふるさとキャリア教育を推進する。

教育施設については、児童生徒数の減少や施設の老朽化に対応するため、定期的な点検と計画的な改修を行うとともに、トイレの洋式化や照明の LED 化など、時代に即した施設の整備についても、年次的に計画し実施していく。

イ 社会教育

町民一人ひとりが生涯の各期にわたって、学習を実践できる環境づくりを進めるため、社会教育関係機関、各種団体及び学校と連携を図りながら社会教育の振興に取り組む。また、地区公民館や地域運営組織による活動により、地域における様々な課題を住民が主体的に解決する、地区ごとの特色に合わせた体制づくりを推進するほか、それらの活動を行う環境づくりとして施設整備などに取り組む。

生涯学習センターについては、建築から 29 年以上経過しており、設備の老朽化、現法令で不適格となったホール天井、エレベーターがあるなどのハード面の課題のほか、町民の生涯学習活動のニーズに対応できる施設として改修を検討する。

図書館では書架の充実を図り、本に親しむ機会を提供するとともに、乳幼児から高齢者までさまざまな世代に向けた事業を展開し、町民が図書館へ訪れるきっかけ作りを行う。また、仕事や生活に必要な情報の収集、提供を行い地域の課題解決を支援するほか、本館を中心として保育園、こども園、学校図書館との連携を図り、全町で子どもの読書活動を支援する。さらに、図書館利用に障がいのある方も利用しやすいかたちで読書ができる環境の整備を目指し、誰一人取り残さない図書館サービスの実施に努める。

社会体育はスポーツ関係団体との連携ほか、スポーツ指導者の育成など生涯スポーツを推進する体制整備を行い、スポーツ関係行事や教室を充実させるなど、町民がスポーツ・レクリエーション活動へ参加しやすくする取り組みを行う。また、子どもから高齢者までさまざまな世代の多様な活動に供するため、施設や設備の整備を進めるとともに、町内スポーツ関係団体など町民による主体的な活動への移行も視野に、総合型地域スポーツクラブなど運営方法も検討する。

地域の防災拠点である赤碕地域コミュニティーセンターの ZEB 化改修を行い、施設の老朽化対策に取り組む。

ウ 人権・同和教育

教材研究や講師の選定、TCC 番組やオンラインを活用した研修を取り入れ、幅広い世代を取り込んだ人権啓発を実現する。

また、複合化した悩み事に対応できるよう福祉分野など関係機関と連携し、相談者に寄り添った体制整備を行い地域共生社会を実現していく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 ・ 校舎	・ エアコン更新事業 ・ 防火設備改修事業 ・ 小中学校バリアフリー化事業 ・ 学校環境整備事業	町	
	・ 給食施設	・ 学校給食センター更新事業	町	
	・ 屋内運動場	・ 体育館改修事業	町	
	(3) 集会施設、体育 施設等 ・ 公民館	・ 公民館移転・改修事業	町	
	・ 集会施設	・ まなびタウンとうはく改修 ・ 赤碕ふれあい交流会館整備 ・ 文化センター施設整備 ・ 複合交流施設整備 ・ 赤碕地域コミュニティーセンターZEB 化改修事業 ・ 地域交流センター整備事業	町	
	・ 体育施設	・ 社会体育施設管理事業 ・ 社会体育施設のLED化 ・ 総合体育館トレーニングルームバーコ ード受付 ・ 東伯総合公園改修事業	町	
		・ 赤碕総合運動公園管理事業 ・ 赤碕総合運動公園改修事業	町	
	・ 図書館	・ 図書館運営費 ・ 図書館環境整備事業 ・ 移動図書館車整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 義務教育	・ 少人数学級の実施に関する協力金	町	
		・ ALT 配置事業	町	

		・進学・就学支援事業	町	
		・教職員用 PC リース料	町	
		・小中学校児童生徒用端末リース料	町	
	・その他	・隣保館運営費	町	
		・人権・同和教育推進事業	町	
		・社会福祉総務事業	町	
		・中学生海外派遣事業（再掲）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15%（2.2 万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

個別施設計画に基づき、教育施設の長寿命化を図り、時代に即した施設整備を行うため、施設の維持管理に係る年次計画を立て、実施していく。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

ア 自治会

暮らし続けることのできる地域づくりのために重要な役割を果たす基礎的単位として、自治会の共助が不可欠である。

本町には 154 の自治会があるが、人口減少、高齢化により役員のなり手が不足するなど、集落機能の維持が困難になっている。これまでの自治会を中心とした共助の活動が地縁意識の希薄化などにより活気を失いつつある。

イ コミュニティ

人口減少、高齢化が進む中、生活サービス機能やコミュニティ機能等の維持が大きな課題となっている。

町内 9 地区に設置している地区公民館は、生涯学習講座やスポーツ大会等の社会教育活動を行ってきたが、同時に地域コミュニティ機能の維持においても重要な役割を担ってきた。しかし、今後ますます多岐にわたるであろう地域課題や住民ニーズに対応するためには社会教育機関としての地区公民館の役割だけでは対応が難しい現状がある。一方、自治会単位では区長や役員のなり手がいない、子ども会活動が成り立たない、自主防災組織や総事の参加者不足、祭り等の地域行事の運営が困難といった課題がある。

これらの問題は地域によって状況が様々で全町的な対応が難しく、また自治会単位では対応できないものも多いため、地区公民館を基軸とし、住民が地域の特色に応じて様々な課題を主体的に解決する仕組みの基盤をつくる。

ウ 持続可能なまちづくり

国においては、急激な人口減少社会におけるまちづくりのあり方が検討されているなか、本町においても人口減少や少子高齢化の進行、公共施設の更新等が重要な課題となっており、これらの課題解消に向けての財政面も含めた持続可能なまちづくりを推進することが必要となっている。

(2) その対策

ア 自治会

自治会による共助により安心して暮らし続けることのできる地域づくりのための支援を行う。

イ コミュニティ

全町一律で対応が困難な地域ごとの課題や、集落単位で解決が難しい課題に対応する

ため、地区公民館を基軸とし、地区の実態に即した地域づくりを進めるとともに、住民自らが解決し、助け合う「共助」の仕組みづくりを行う。

ウ 持続可能なまちづくり

各種上位・関係計画と一体になって、将来にわたり持続可能なまち構造とするため、まちづくりの指針となる立地適正化計画を策定する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・集落整備	・部落自治振興交付金	自治会	
		・地区区長会運営費補助金	地区区長会	
		・コミュニティ助成事業	自治会 自主防災組織	
		・自治会集会施設整備費補助金	自治会	
		・集落支援員活動事業	町	
		・地域づくり事業 ・地域づくり補助金 ・地域運営組織運営交付金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

11 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

ア 文化振興

本町には国特別史跡斎尾廃寺跡をはじめ、国、県及び町の指定・登録文化財が多く存在する。また、指定・登録文化財のほかに、町内にはこれまで地域の方々に守り伝えられながらも文化財としての価値付けがされていない未指定文化財や伝統文化も多い。これらは町の歴史、文化を現代に伝えとともに、この町で生まれ育った私たちの誇りとなる貴重な歴史文化遺産である。

近年、この歴史文化遺産を取り巻く状況は、過疎化、少子高齢化など社会状況の変化による後継者の不在、維持管理や修理など後世に残すために必要な財源の不足などが問題となっている。

これらの歴史文化遺産を地域の誇りとしていかにして後世に残し、町の資源としその価値や魅力を発信し普及啓発するなど活用の取り組みは今後の重要な課題である。

文化芸術は、現代に生きる私たちの創造活動であり、表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、共に生きる絆を形成するために必要不可欠なものである。町内においても、文化芸術活動は活発に行われているが、上記の歴史文化遺産と同じく過疎化、少子高齢化などによる活動者の減少、高齢化、練習や発表施設の老朽化による利用停止など活動場所の縮小も課題となっている。文化団体による活動は個々の活動内容が地区にとどまっており、広がりを持った活動を行うために町内で一本化することも検討を要する。また、生活様式の多様化に伴い文化芸術の範囲も多様化しており、文化芸術活動者の実態把握とともに鑑賞、発表、活動の支援に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 文化振興

町内歴史文化遺産については国特別史跡斎尾廃寺跡の保存活用をはじめ、調査、保存、活用に努める。また、調査成果や文化財価値の情報発信、普及啓発などの活用を推進させるため、ガイダンス施設の整備や周遊ルートの開発などの取り組みを行う。

また、文化財所有者、管理者が行う維持管理や保存活用、無形民俗文化財の保存団体などの活動や後継者育成を支援のほか、国重要文化財河本家住宅の公開活用を積極的に行っている地元団体「河本家保存会」の活動支援をさらに進める。

文化芸術では、鑑賞機会の提供のほか、発表、活動の場の拡充や支援に取り組み、町民が文化芸術を身近に触れる機会を創出するとともに、文化団体の合同化や活性化、施設の充実も推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興施 設等 ・ 地域文化振興施設	・ 民俗資料館管理	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 地域文化振興	・ 町内文化財保護事業 ・ 特別史跡斎尾廃寺跡調査・整備事 業 ・ 史跡大高野官衙遺跡調査・保存活 用事業 ・ 史跡鳥取藩台場跡赤崎台場跡調 査・保存活用事業	町	
		・ 文化振興事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現状と問題点

ア 環境

2050年カーボンニュートラルの実現が国全体の目標となる中、本町は国の「脱炭素先行地域」に選定され、豊かな自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入ポテンシャルと、町民・事業者と一体となった先進的な地域づくりを行うこととしている。

再生可能エネルギーの導入を最大限に進めるため、地域の特性に応じた太陽光、バイオマスといった多様なエネルギー源の導入を加速させるとともに、エネルギーの地産地消を実現するための安定的な供給システムの構築が求められる。

(2) その対策

ア 環境

脱炭素先行地域として、再生可能エネルギーの導入を地域振興の核と位置づけ、環境と経済が好循環する持続可能な地域社会の実現を目指すため、行政自らが公共施設への導入を率先して進めることで地域全体の取組を牽引し、地域の自然資源を最大限に活用するとともに、主産業である農業・畜産業から生まれる資源も活かした多様な再生可能エネルギーの導入を計画的に促進する。また、創出したエネルギーを地域内で安定的に供給し、消費する「エネルギーの地産地消」の仕組みを構築する。その推進力として、近隣自治体とも連携した地域主体のエネルギー事業の展開を行う。さらに、町民や事業者の主体的な導入を支援するとともに、再生可能エネルギーの利用に誰もが関わることができる環境を整備することで、地域全体で脱炭素化を推進する気運を醸成する。

公共施設での再生可能エネルギー導入促進及び省エネルギー化の取り組みとして、赤碕地域コミュニティセンターのZEB化改修を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用 の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	・家庭用発電設備等設置事業 ・再生可能エネルギー発電設備整備事業 ・赤碕地域コミュニティセンターZEB化改修事業（再掲）	町	

	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・再生可能エネルギー利用	・脱炭素先行地域計画事業 ・再生可能エネルギー利用促進事業	町	
--	-----------------------------------	----------------------------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。